

參考資料

R e f e r e n c e s

用語の解説

あ

あいくる材

「あいくる」とは、リサイクル資材について、あらかじめ評価基準を公表し、製造業者からの申請を受けて、評価基準に適合するものを認定し、県の公共事業で率先利用する制度(愛知県リサイクル資材評価制度)のことです。この制度で認定されたりサイクル資材を「あいくる材」といいます。

いいともあいち運動

この運動には2つの目的があります。一つは、都市と農山漁村との交流を深め、生産から加工・流通・消費に至る関係者が“いい友達”関係となって、お互いの理解を図ろうということと、もう一つは、こうした信頼関係の中で、地元愛知の農林水産物を食べよう・利用しようという取組み [Eat More Aichi Products (イート モア アイチプロダクツ)] を進めることです。

いきいき愛知

愛知県内で生産・出荷される野菜、果実、米のうち、各地域の慣行栽培の基準から化学合成農薬や化学肥料(窒素成分)を5割以下に減らして栽培した農産物を「いきいき愛知」として、JAグループ愛知が認証しています。

イチゴの高設栽培

人の胸ほどの高さにプランター等を設置してイチゴを栽培する方式で、地面に畝を立てて栽培する方法(土耕栽培)に比べ、腰を曲げずに立ったまま作業ができるため、省力化・軽作業化を図ることができます。

エコファーマー

堆肥などによる土作りや、化学肥料・農薬の使用を減らした環境にやさしい農業に取り組み、県知事の認定を受けた農業者のことです。

お茶の被覆栽培

茶園に黒い覆いをかぶせて栽培する方法です。覆いをかぶせることにより生育を抑制したり霜などの被害を防止するほか、日光を遮ることでうまみや香りが増し、品質の高いお茶を生産することができます。玉露や抹茶(てん茶)などはこの方法で栽培されています。

か

家族経営協定

家族全員が、意欲と生きがいをもって魅力的な農家生活、農業経営ができ

るよう労働時間や給与などについて家族の話し合いにより定められたルール（協定）のことで。

家畜排せつ物法（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律）

畜産農業の健全な発展のため、家畜排せつ物をたれ流すような不適正な行為を止めさせ、堆肥や液肥への肥料化を行い、その堆肥等の利用促進を図ることを目的とする法律です。

簡易給水施設

人の飲用のための水を供給する小規模（給水人口50人未満）な水道施設のことです。

クラインガルテン

都市住民がレクリエーションなどを目的として小面積の農地に野菜や花等を栽培する「市民農園」に、休憩・宿泊に使用する簡易な小屋を併設した滞在型市民農園のことです。語源はドイツ語の「小さな庭（kleingarten）」です。

グリーン・ツーリズム

自然豊かな農山漁村に滞在し、その地方独特の自然・文化や地元の人びととの交流を楽しむ余暇の過ごし方です。1970年代からヨーロッパで広がりました。

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するための基本理念及び国等の責務を定めた、国土交通省・環境省・農林水産省の共管法です。

系統出荷

各地域の森林組合が生産した木材を、森林組合連合会、森林組合自身が構成員となっている三河材流通加工センターへ出荷することです。

広域農道

自然的、社会的、経済的諸条件を同じくする広範な農業地域を、生産から流通・加工までの各段階を一体的に整備することにより、産地として育成することを目的とした広域営農団地整備計画における、農道網の基幹となる農道のことです。

サテライト市場

サテライトとは「衛星」と訳すことができ、三河材流通加工センターの第2市場として、伐採現場に近接して設置される木材市場のことです。

集落営農

集落内の農家が共同して農業生産を行うこと。農業機械を共同利用するものから営農全てを一括管理・運営するものまで、その形態は地域の実情によって様々です。

食品表示ウォッチャー

日常の買い物等を通じて食品の表示実態を観察し、その結果を県へ報告することを知事から依頼された県民（消費者）です。

しんせつ（新・設）ネット

新城設楽地域の食と緑に関する様々な情報を受発信するためのホームページです。この地域の情報の窓口をめざして、平成18年度に立ち上げる予定です。新城の“新”と設楽の“設”をとった「新・設」と親切的な情報発信の意味を込めてしんせつネットと名付けました。

森林整備地域活動支援交付金

森林所有者等による計画的で一体的な森林施業の実施に不可欠な地域活動（森林の現況調査・施業実施区域の明確化作業・作業箇所までの作業路等の補修等）を実施するため、必要最小限の経費について一定額を交付する制度のことです。

水稻の不耕起V溝直播栽培

土を耕していない田んぼで、専用の機械を使用して掘ったV字形の溝に直接種もみを播く水稻の栽培方法です。苗を育てたり田植えをする必要がないため、省力化、低コストを図ることができます。

生活者

県民の暮らしは、食料等の生産活動である農林水産業や農林水産業の場である森林、農地、海及び川が生活環境に及ぼす様々な働きにより支えられており、全ての県民は、消費者、生産者という立場を超えて、同じ県土において、これらの恩恵を等しく受けて生活をする者であることをいいます。

森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施することです。

全県域污水適正処理構想

県と市町村が協力し、全県域にわたり下水道、集落排水、合併処理浄化槽等の污水处理施設について、地域の実情に応じた適正な整備手法を選定の上、計画的・効率的に実施するために策定した構想のことです。

素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太にする工程のことです。

玉切り

立木を伐倒後、枝を切り用途に応じた長さに切ることです。

多様な^{もり}森林づくり

森林のもつ水源かん養、国土保全、地球温暖化防止、木材生産、多様な動植物の生息・生育の場など多面的機能の発揮に向け、針広混交林化や間伐の実施、天然林の育成など、様々な森林を整備することです。

治山事業

森林法及び地すべり等防止法に基づき、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図る事業です。

中山間地域等直接支払制度

中山間地域等において、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するため、適切な農業生産活動が行われるよう、農業者に交付金を交付する制度です。

低コスト木材生産システム

高性能林業機械、列状間伐、簡易作業路、施業の集団化を合理的に組合せ、木材生産コストの縮減を図るシステムのことで。

田園環境整備マスタープラン

農業農村整備事業の実施にあたって、適切な環境配慮対策を講じるために市町村が作成するプランのことです。

伝統野菜「八名丸^{やなまる}さといも」

昭和20年頃から八名郡八名村(現新城市)で栽培されているさといもで、地域の地名にちなんで「八名丸」名が付けられ、栽培が広がりました。平成14年に「あいちの伝統野菜」に指定され、15年には「八名丸くん」として商標登録されました。粘りが強く、やわらかいのが特徴で、味・食感とも優れています。

トマトの養液土耕栽培

トマトの生育に必要な肥料を水に溶かした液(液肥)をトマトの生育に合わせて、必要なときに必要な量だけ与える栽培法です。液肥は畝の上に這わせたチューブから根の張る部分のみに与えるため、従来の栽培方法に比べて節水と肥料の削減効果があるほか、液肥を与える作業は専用の装置で自動的に行われるため、省力化を図ることができます。

菜の花エコプロジェクト

耕作放棄地などに菜の花を植え、なたねを収穫し、搾油してなたね油を取ります。そのなたね油は、料理や学校給食に使い、また搾油時に出た油かすは、肥料や飼料として使います。廃食油は回収し、石けんや軽油代替燃料にリサイクルします。このような一連の循環サイクルを定着させる取組みを言います。

21世紀土地改良区創造運動

農業農村整備の実施や施設の管理など、これまで土地改良区が果たしてきた役割、機能を改めて見直すとともに、農業農村が持つ多面的な機能の確保など、国民が期待する新たな役割に対し、今後どのように土地改良区が取り組んでいくべきかを、地域住民を交えて考えていこうとする運動のことです。

認定農業者

プロの農業者を目指して、5年後の農業経営の目標を樹立した農業経営改善計画が、市町村によって認定された農業者です。地域の中心的担い手として期待されており、今後、国の経営施策は、認定農業者などの担い手に集中化・重点化されます。

農業集落排水事業

農業用排水の水質保全や農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落のし尿、生活雑排水および雨水の処理

施設を整備する事業です。

農業生産法人

「農業経営を行うために農地を取得できる法人」であり、農事組合法人(農業を営む法人)、有限会社等があり「事業要件」「構成員要件」「役員要件」の3要件を満たした法人です。

農地保有合理化事業

営利を目的としない法人が、規模縮小や離農する農家などから農地の買い入れ・借入れを行い、規模拡大を希望する農家等へ売り渡し・貸付を行う事業です。この事業を実施する法人を農地保有合理化法人といいます。



鉢花の底面給水栽培

鉢の底面から給水する鉢花のかん水(水やり)方法の一つです。かん水は「水やり3年」と言われるほど難しく手間のかかる作業ですが、底面給水を行うことで単純化と省力化を図ることができます。

東三河流域森林・林業活性化センター

東三河流域内の多様な森林整備を始め、林業生産活動の向上に向けた、生産から流通加工に至る地域材の安定供給を促進するとともに、流域関係者の連携強化と合意形成による流域森林・林業の活性化を図ることを目的とした組織のことです。(構成員：流域市町村、林材業関係団体 33団体)

複層林化

複層林(樹齢、樹高の異なる樹木で構成された森林)を造成するために、人工林では、一部の上層樹木を伐採しその跡地に植栽を行うことです。

不在村森林所有者

所有する森林とは別の市町村に居住する個人又は主たる事務所のある法人のことです。

保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のことです。伐採や土地の形質の変更が制限されます。

み

三河材認証制度

三河材であることを第三者機関が認証し、ラベルを付けることなどにより、消費者に三河材が分かるようにする制度のことです。

もみじロード

設楽町名倉地区営農推進協議会生活部会が、県による広域農道「奥三河地区」の整備に併せて企画した、地域づくり・環境美化のための活動です。農道沿線にもみじを植樹するため、1本1,500円でオーナーを募集、平成9年度に第1回植樹を行いました。

あ

野菜産地強化計画

平成21年度までを期間とし、担い手の育成確保を図るとともに消費者のニーズに対応した低コスト化・高付加価値化を通じて、輸入野菜との品質価格競争に打ち勝つために、産地ごとで作成する構造改革のための計画です。設定した目標数値は達成が確実に図られることが求められています。

い

林業経営塾

都市部在住の森林所有者に、林業経営等に必要な各種林業施策、森林施業を理解してもらうための講座です。(主催：東三河流域森林・林業活性化センター、開講：平成16年度から)

冷水病

アユ、ニジマス等の養殖魚に発生する細菌病です。平成5年以降は、河川のアユでも全国的に発生し、大きな被害が出ています。河川では、主に水温16～20で発生し、降雨後の水温変化や水の濁り等が発生要因と考えられています。

列状間伐

選木基準を定めずに単純に列状に間伐する方法のことです。高性能林業機械の導入による作業効率の向上、選木作業の省力化等による間伐経費の削減に有効な手段です。

わ

和牛放牧

担い手の減少などが原因で耕作されなくなり、雑草が繁茂している田畑に和牛を放牧することにより管理(除草)を行う方法です。草刈りの手間や牛の飼料代の削減といった効果が期待できます。

食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例

平成 16 年 3 月 26 日愛知県条例第 3 号

安全で良質な食料その他の農林水産物が確保されること、また、自然災害から守られ、緑と水に恵まれた環境の中で生活できることは、県民の安全で安心できる豊かな暮らしの基本である。

県土に降った雨は、森林し農地によって蓄えられ、やがて川を巡り、更に都市で利用されて、海へ流れる。その過程において、豊かな農林水産物が育てられ、県民の生活が支えられてきた。

また、森林及び農地は、木材や農産物の生産活動を通じて、県土の保全や水源のかん養などの機能を発揮し、自然災害から私たちを守り、海及び川とともに、緑と水の豊かな環境を作り出してきた。

安全で良質な食料その他の農林水産物を確保するには、これらの農林水産物を生産する者が主体的な役割を果たすとともに、農林水産物を消費し、又は利用する者にも、消費の改善と有効利用等により積極的な役割を果たしていくことが期待されている。

また、森林、農地、海及び川が有する多面にわたる機能からは、県民すべてが等しく利益を受けており、私たちは、それぞれの役割をもって、これらの機能を守っていく必要がある。

私たちは、同じ県土において生活する者として、このような認識を共有し、将来にわたり、安全で良質な食料その他の農林水産物が確保され、また、森林等の有する多面的機能が発揮されることにより安全で良好な生活環境が確保された食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりを推進し、都市と農山漁村とが調和した愛知の持続的な発展に資するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民、食料等を生産する者等の役割を明らかにするとともに、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりを推進し、もって県民の安全で安心できる豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 食料等 食料(食用に供する農林水産物をいう。)その他の農林水産物をいう。
- 二 森林等の有する多面的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地球温暖化の防止等の森林、農地、海及び川が有する食料等の

供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

(基本理念)

第三条 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりは、次に掲げる事項が推進されることを基本理念として行わなければならない。

- 一 将来にわたって安全で良質な食料等の安定的な供給が確保され、かつ、その適切な消費及び利用が行われること。
- 二 将来にわたって森林等の有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されることにより、安全で良好な県民の生活環境が確保されること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村、県民並びに食料等を生産する者及び食料等の生産活動に関する団体と連携を図りながら協力して、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりの推進に取り組むものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する理解を深めるとともに、食料等の消費の改善及び有効利用並びに県内産の食料等の消費及び利用を進めること等により、基本理念の実現に積極的な役割を果たすとともに、県が実施する食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(食料等を生産する者等の役割)

第六条 食料等を生産する者及び食料等の生産活動に関する団体は、食料等の生産活動及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むとともに、県が実施する食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第七条 知事は、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する目標及び施策についての基本的な方針
 - 二 前号に掲げるもののほか、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(都市と農山漁村の交流等)

第八条 県は、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する県民の関心と理解を深めるとともに、健康的でゆとりのある県民の生活に資するため、都市と農山漁村との間の交流の促進、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する情報の提供及び教育の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、食料等の消費の改善及び有効利用に資するため、食料等の消費及び利用に関する知識の普及及びその他必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第九条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する団体が自発的に行う食料等の消費の改善及び有効利用に資する活動並びに森林及び農地の管理に資する活動、海及び川の水質浄化に資する活動その他の森林、農地、海及び川の適正な保全に資する活動が促進されるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(安全で良質な食料等の持続的な生産の確保等)

第十条 県は、安全で良質な食料等の持続的な生産を確保するため、食料等の安全性の確保及び品質の改善に資する技術の開発及び普及、食料等を生産する者の経営管理能力の向上、食料等の生産基盤の整備の推進、新たに食料等の生産活動を開始しようとする者に対する生産技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(森林、農地及び漁場の適正な保全)

第十一条 県は、森林及び農地の適正な保全を図るため、林地又は農地として利用すべき土地の林業上又は農業上の利用の確保、自然災害の防止及び環境との調和に配慮した森林及び農地の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、漁場の適正な保全を図るため、海及び川の水質の保全、水産動植物の生育環境の改善の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(農山漁村における定住の促進)

第十二条 県は、安全で良質な食料等の安定的な供給の確保及び森林等の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮に資するため、農山漁村における就業機会の増大、農山漁村の生活環境の整備その他の農山漁村における定住の促進に必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

新城設楽地域推進プラン取りまとめ経過

年月日	会議等	内 容
4月 14日	地域農林水産企画会議① (所内課長会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域推進会議設置要領（構成：農林水産業関係団体 22 名、消費者関係 7 名、行政関係 16 名） ・特別チームの設置（所内中堅職員等 19 名） ・プラン策定の基本的考え方
5月 11日	課題別研修（農政）	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題について、農政、普及、林業の3分野に分けて研修（職員 延べ 130 名出席）
5月 23日	〃（林業、普及）	
5月 24日	地域農林水産企画会議②	<ul style="list-style-type: none"> ・現況と課題の整理、数値目標の取扱い
5月 30日	地域推進会議①	<ul style="list-style-type: none"> ・食と緑の現状と課題について（5名の委員から意見等を受け、後日、個別に意見調整等を実施）
6月 1日	職員研修 (押谷地域設計：押谷茂敏氏)	<ul style="list-style-type: none"> 「地域のまちづくり」～住民とともに考え、行動する～（職員 58 名出席）
6月 22日	地域農林水産企画会議③	<ul style="list-style-type: none"> ・重点的取り組みの項目案の決定
6月 23日	職員研修 (中日新聞：一ノ瀬千広氏)	<ul style="list-style-type: none"> 「広報紙づくりのABC」(職員 60 名出席)
7月 13日	地域農林水産企画会議④	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回地域推進会議提出議題等
8月 9日	地域推進会議②	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題に対する意見等の対応案 ・重点的取り組み（案）
9月 6日	地域農林水産企画会議⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・地域推進プラン（案）について
9月 27日	地域推進会議③	<ul style="list-style-type: none"> ・地域推進プラン（案）について ・進行管理及び施策の推進について